

「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画（案）」について

1 計画策定の趣旨

徳島県においては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条の規定により、平成 22 年 3 月に改定した「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の自立を促進するために総合的に施策を実施してきたところである。このたび、平成 26 年度末で計画期間の終期を迎えることから、ひとり親家庭や寡婦の自立促進に向けた、更なる施策の推進を図るため改定する。

2 計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

3 計画の概要

（1）基本理念

『ひとり親が仕事と子育てを両立しながら自立し、子どもが将来に希望を持って健やかに成長できる環境づくり』

（2）基本目標

次の 5 つの項目を基本目標として、具体的な施策を推進する。

- I 相談支援体制の充実
 - ・相談窓口・支援体制の充実
 - ・情報提供機能の充実
- II 就労・自立支援の充実
 - ・就労に向けた支援の強化
 - ・関係機関と連携した就業支援
- III 子どもへの支援の推進
 - ・子どもへの支援・健全育成
 - ・子どもの就職支援
- IV 子育て・生活支援の充実
 - ・子育て支援の充実
 - ・子育て家庭の負担の軽減
 - ・生活支援の充実
- V 経済的支援の充実
 - ・生活の安定を図る支援
 - ・養育費確保支援